

令和5年12月27日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度12月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第51号 農業振興地域整備計画変更審議について	(2件)
議案第52号 農地法第3条許可申請書審議について	(9件)
議案第53号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第54号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(2件)
議案第55号 農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第56号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(4件)
議案第57号 農用地利用集積計画審議について	(21件)

〈 出席委員 〉(18人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 真憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 鉦之原 正美	
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉(1人)

9番 黒葛 クルミ

〈 出席推進委員 〉(14人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉(1人)

32番 鶴田 浩志

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和5年度12月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、黒葛委員と鶴田推進委員から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、14番「今村 龍太郎」委員と15番「宮脇 誠」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第51号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。榎園博文委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

26番 [退 席]

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁の番号1です。

申請地2筆のうち東側の筆について、所有者が榎園委員ですので、議事への参与を制限いたします。
種別は用途変更です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第51号の番号1について報告いたします。

令和5年12月21日、私と副の横山委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第51号の榎園委員が関係する番号1の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第51号の榎園委員が関係する番号1の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します
榎園委員に着席の連絡をしてください。

26番 [着 席]

会長 次に、議案第51号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。

資料の2頁の番号2です。

種別は除外です。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

19番 議案第51号の番号2について報告いたします。

令和5年12月21日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第51号の議事参与制限以外の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第51号の議事参与制限以外の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第52号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。梅本昭広委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

16番 [退 席]

事務局の説明を求めます。

事務局 6頁の番号4です。この案件については、譲受人が梅本委員と同世帯同経営であることから、議事への参与を制限いたします。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,472㎡、作物は果樹です。

以上、1件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第52号の番号4について報告いたします。

令和5年12月22日、私と副の有村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第52号の梅本委員が関係する番号4の案件について、許可

相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第52号の梅本委員が関係する番号4の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号の梅本委員が関係する番号4の案件について、許可することに決定しました。

梅本委員に着席の連絡をしてください。

16番 [着席]

会長 次に、日程第3、議案第52号の議事参与制限以外の案件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 6頁から7頁の番号4を除く8件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は519㎡、作物は水稻です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は27,671㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,231㎡、作物は水稻及び甘藷等です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,379㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,847㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は35,387㎡、作物は麦です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,250㎡、作物は水稻です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は927㎡、作物は野菜及び果樹です。

以上、番号4を除く、番号1から番号9までの計8件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第52号の番号1について報告いたします。

令和5年12月21日、私と副の田中宏と委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第52号の番号2について報告いたします。

令和5年12月21日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

それと、この周辺の田について、申請人の所有している田ですが、耕作していなかったため、今回許可された場合どうされるのか確認をしたところ、来年は、早期米を植えて、その後、そばを植える

とのことでありました。また、立会人から、すぐ近くに耕作放棄地があり、家の敷地内にイノシシが進入するので、耕作放棄地を解消するよう農業委員会からも伝えてほしいとの依頼もありました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第52号の番号3について報告いたします。

令和5年12月19日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第52号の番号5について報告いたします。

令和5年12月19日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第52号の番号6について報告いたします。

令和5年12月19日、私と副の田中博視委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第52号の番号7について報告いたします。

令和5年12月19日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第52号の番号8について報告いたします。

令和5年12月21日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第52号の番号9について報告いたします。

令和5年12月20日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第52号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第52号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第52号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第53号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

なお、平成13年に転用済みのため始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第53号の番号1について報告いたします。

令和5年12月23日、私と正の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第53号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第53号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第53号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第54「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第54号の番号1は、日程第6、議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2と、議案第54号の番号2は、日程第6、議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号5と関連しますので、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24頁をご覧ください。2件です。

番号1は、28頁の議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号2と、また番号2は、28頁の議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の番号5と関連がありますので、合わせて説明いたします。

番号1は、平成25年11月26日付指令農振第5号892で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、当初10年間の賃借権設定で、児童クラブを整備しましたが、今回所有権移転することになり、事業計画変更するものであります。なお、申請地は東市来町湯之元、土地区画整理事業施行区域内で、仮換地等による実測面積は94㎡、また、隣接する宅地4067番4、278.85㎡（実測210㎡）と一体利用し、合計面積403.85㎡（実測304㎡）です。

続いて、番号2は、令和5年10月27日付指令日農委第5号53で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、申請人は、1筆496㎡で一般住宅を建築予定でありましたが、隣接地の農地を購入することになり、計2筆514.09㎡にて、一般住宅を建築するため事業計画変更するものであります。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第54号の番号1と議案第55号の番号2については、一括して報告いたします。

令和5年12月21日、私と副の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第54号の番号2と議案第55号の番号5については、一括して報告いたします。

令和5年12月23日、私と正の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

しかしながら、東側の農地について、隣接所有者と排水の問題等が生じるのではないかという事で、隣接所有者と十分協議をして、建設するようにしてくださいという事をお願いしてあります。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第54号の番号1と関連する議案第55号の番号2と、議案第54号の番号2と関連する議案第55号の番号5の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第54号の番号1と関連する議案第55号の番号2と、議案第54号の番号2と関連する議案第55号の番号5の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第54号の番号1と関連する議案第55号の番号2と、議案第54号の番号2と関連する議案第55号の番号5の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第55号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号2及び番号5以外の案件を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。梅本昭広委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

16番 [退 席]

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の28頁の番号1です。

この案件は、譲受人が梅本委員と同居の親族、親子であるため、議事への参与を制限いたします。転用目的は、農業用倉庫、権利種別は所有権移転です。

なお、申請地は、譲渡人の亡き夫が、既に転用済みのため始末書を添付しての申請となります。

以上、1件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第55号の番号1について報告いたします。

令和5年12月22日、私と副の有村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第55号の梅本委員が関係する番号1の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第55号の梅本委員が関係する番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第55号の梅本委員が関係する番号1の案件について、許可することに決定しました。

梅本委員に着席の連絡をしてください。

16番 [着席]

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時05分（10分間）とします。

〈休憩：9時55分～10時05分〉

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第3、議案第55号の番号2、番号5、および、議事参与制限以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 28頁の番号1、番号2及び番号5を除く4件について、説明します。

番号3の転用目的は、社員寮、権利種別は所有権移転です。

なお、申請地は、令和5年10月18付けで、農用地区域内農地からの除外決定となっております。

番号4の転用目的は、貸資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、北側農地との高低差や南側市道との高低差等もあり、有効面積が434㎡になる理由書も添付されており、申請についてはやむを得ないと考えます。

また、申請地は、令和5年10月18付けで、農用地区域内農地からの除外決定となっております。

番号7の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、既にずり石を搬入済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上、番号1、番号2及び番号5を除く4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第55号の番号3について報告いたします。

令和5年12月23日、私と正の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

また、その他になりますが、この社員寮について、外国人が入る寮と聞きました。そのため、入居

前にどのような方が入居するのか、地元の自治会長さんへ報告するようお願いをいたしました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第55号の番号4について報告いたします。

令和5年12月19日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

これについて、教えていただきたいのですが、申請地に隣接する西側の土地に社員寮が建っているが、いつ許可になったか教えていただきたい。以前は農地だったと思うのですが。

事務局 資料の33頁をご覧ください。申請地の白黒地図ですが、質問のあった土地については、既に宅地及び原野となっております。

会長 原野の筆があるので、B判断をして、地目を変えてから社員寮を建てたのではないかと思います。
次の現地調査報告をお願いします。

16番 議案第55号の番号6について報告いたします。

令和5年12月22日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第55号の番号7について報告いたします。

令和5年12月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第55号の番号2、番号5、および議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

会長 番号7については、申請地の間にある暗渠については、解決しているのですか。

事務局 その質問については、本日も建設課の方へ連絡したのですが、土地利用審査の申請を提出していないとのことでしたので、許可についても土地利用審査会の審査待ちという事でお願いしたい。

13番 番号7ですが、申請地の間に赤線が何か入っているようですが、この取り扱いはどうなるのか教えていただきたい。

会長 今の質問ですが、先ほど事務局へ質問した件と一緒にになりますが、ここが排水路になっており、一部が暗渠排水となっているので、詰まった時がどのような対応になるかという心配もあるので、土地利用審査会の審査を待って許可を出すという事です。

13番 わかりました。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第55号の番号2、番号5、および議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第55号の番号2、番号5、および議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第56号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の38頁をご覧ください。議案第56号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。

番号1 伊集院町大田 登記地目は田、登記面積は505㎡です。

番号2 伊集院町大田 登記地目は田、登記面積は223㎡です。

番号3 伊集院町大田 登記地目は田、登記面積は188㎡です。

番号4 伊集院町大田 登記地目は畑、登記面積は1,924㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、4件とも「原野」と判断しました。

以上、田3筆、面積816㎡、畑1筆、面積1,924㎡、合計面積2,740㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第56号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第56号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第57号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

まず、横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42項の所有権移転分の番号1、番号2です。売買です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は2, 514㎡、畑は無し、計2, 514㎡、作物は水稻です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第57号の横山委員が関係する所有権移転の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号の横山委員が関係する利用権設定の番号1及び番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、下池 健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42項の所有権移転分の番号3です。贈与です。

面積について、田は無し、畑は508㎡、計508㎡、作物は甘藷です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第57号の下池委員が関係する所有権移転の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号の下池委員が関係する所有権移転の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着 席]

会長 次に、議案第57号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。42頁の番号4になります。売買です。

面積について、田は854㎡、畑は無し、計854㎡、作物は水稻及びソバです。

次に利用権設定分です。資料の43～45頁です。貸借です。

面積について、田は2, 198㎡、畑は15, 542㎡、計17, 740㎡、うち再設定面積は、17, 740㎡、利用権設定件数は14件、うち再設定件数は14件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の46項です。貸借です。

面積について、田は4, 183㎡、畑は無し、計4, 183㎡、利用権設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ございませんので、議案第57号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第57号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。
閉会のあいさつを会長代理をお願いします。
2番 令和5年度12月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

12番

13番